

かわぐち翔裕園 デイサービス

< 利用料金表 >

【通所介護費(通常規模型)】

所要時間 (1回あたり)	要介護度	通所介護費			
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金		
			基本利用料の1割・2割・3割 ※(注2)参照		
		1割負担	2割負担	3割負担	
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,727円	673円	1,346円	2,019円
	要介護2	7,939円	799円	1,588円	2,382円
	要介護3	9,202円	921円	1,841円	2,761円
	要介護4	10,455円	1,046円	2,091円	3,137円
	要介護5	11,728円	1,173円	2,346円	3,519円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。また、1割、2割および3割負担の基準については市町村が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用者負担金		
		1割	2割	3割
入浴介助加算(I)	利用者の入浴介助を行った場合	42円/日	83円/日	124円/日
入浴介助加算(II)	・居室を訪問し医師等と連携の下で居室の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成 ・計画書に基づき個浴その他の利用者の居室の状況に近い環境にて入浴を行う	57円/日	113円/日	170円/日
個別機能訓練加算 I イ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合	58円/日	115円/日	173円/日
個別機能訓練加算 I ロ	理学療法士等が心身の状況に応じた機能訓練を直接提供した場合	88円/日	175円/日	262円/日
個別機能訓練加算 II	加算 I に加えて、個別機能訓練の内容を厚生労働省に提出しフィードバックを受けていること	21円/月	41円/月	62円/月
栄養アセスメント加算	利用者ごとに多職種が共同し栄養アセスメントを実施し、その情報を厚生労働省に提出し適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	52円/月	103円/月	155円/月
栄養改善加算	栄養アセスメント加算の要件に加えて、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居室を訪問する	155円/回	309円/回	463円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	① 6月ごとに口腔の健康状態の確認を行い口腔の健康状態に関する情報をケアマネジャーに提供していること ② 6月ごとに栄養状態の確認を行い栄養状態に関する情報をケアマネジャーに提供していること	21円/回	41円/回	62円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	加算(I)①又は②に適合すること	6円/回	11円/回	16円/回
科学的介護推進体制加算	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること	42円/月	83円/月	124円/月
サービス提供体制強化加算 II	当該加算の体制・人材要件(介護福祉士の割合が50%以上)を満たす場合	19円/日	37円/日	56円/日
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3)	所定単位数に5.9%を乗じた額		
介護職員等特定処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3)	所定単位数に1.2%を乗じた額		
送迎減算	ご家族様を送迎した場合(片道)	-49円	-97円	-145円

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、1日または1回あたりの介護報酬単位数に地域単価数(10.27)を乗じ、その1割または2割相当額を切り捨てて算出するため、ご利用回数等により変動がございます。

★新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せになります

【介護予防】

【通所型サービス費】

利用者の要介護度	介護予防通所介護費(1月あたり)			
	利用者負担金			
	基本利用料の1割・2割・3割 ※(注2)参照			
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1		1,718円	3,435円	5,152円
要支援2		3,521円	7,042円	10,562円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。また、1割、2割及び3割負担の基準については市町村が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

★新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年月 末までの間、基本報酬に0.1%上乗せになります

【予防 加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	利用者負担金			
		1割	2割	3割	
運動器機能向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合	231円/月	462円/月	693円/月	
サービス提供体制強化加算 II	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	要支援1	74円/月	148円/月	222円/月
		要支援2	148円/月	296円/月	444円/月
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3)	所定単位数に5.9%を乗じた額			
介護職員特定処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合※(注3)	所定単位数に1.2%を乗じた額			

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、1日または1回あたりの介護報酬単位数に地域単価数(10.27)を乗じ、その1割または、2割相当額を切り捨てて算出するため、ご利用回数等により変動がございます。